

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)

保険薬剤師の登録(保険課)

種畜証明書の交付(畜産課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良法による換地処分()

保安林の指定予定(八件)(森林保全課)

保安林の指定の解除予定()

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇ 公 告 クリーニング師試験の実施(県民生活課)

告 示

鳥取県告示第五百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による若桜町が行う土地改良事業に係

る上高野地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成七年十一月一日現在の地番による。)
大字高野字スワノ前	大字高野字スワノ前のうち八の五、一〇の六以外の区域
大字高野字宮ノ下	大字高野字スワノ前八の五、一〇の六 大字高野字宮ノ下のうち二三の一の一部、二三の三の一部以外の区域 大字高野字梅坪二五の一の一部、二五の三の一部、二五の四の一部
大字高野字梅坪	大字高野字宮ノ下二三の一の一部、二三の三の一部 大字高野字梅坪のうち二五の一の一部、二五の三の一部、二五の四の一部及び二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高野字清水ノ下二七の一〇、二七の一三、四六の二の一部、四七の二の一部、四七の四の一部、四七の五の一部、四八の五、四八の六の一部、五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字高野字横田六一の一四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字高野字清水ノ下	大字高野字梅坪二八の二と一体をなす国有地の一部 大字高野字清水ノ下のうち二七の一〇、二七の一三、四六の二の一部、四七の二の一部、四七の四の一部、四七の五の一部、四八の五、四八の六の一部、五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高野字横田六一の一四の一部及びこれと一体をなす国有地

大字高野字横田	す国有地
大字高野字横田のうち六一の一四及びこれと一体をなす国有地以外の区域	

鳥取県告示第五百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定ならびに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
二五田 基文	鳥薬九九七号	平成八年七月十七日
谷 田 合	鳥薬九九八号	平成八年七月二十九日
田 中 彰子	鳥薬九九九号	平成八年八月六日

鳥取県告示第六百号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明書 番 号	交配 品 種	年 月 日	産 地	血 統		種別	飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称
				父	母		
平 8 鳥取県 第1号	美 美	昭和七年三月十一日	兵庫県 美方郡村岡町	第2安部十七	よしみ	2級	鳥取県赤松町 鳥取県畜産試験場
平 8 鳥取県 第2号	春 菊	平成七年五月十五日	西伯郡定江町	高 株	もりきく6	1級	〃

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 泰 郎 西伯郡会見町天萬九四六一五

平成八年七月三十一日就任 任期平成十年一月二十六日まで

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る上高野地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

米子市大谷町二八七の一、二八七の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八束町大字用呂字背戸山一七〇七、一七〇八の一、一七〇八の二、一七〇九、一七一〇、字油免一六八五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八束町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字岡城谷平八四三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字郷原字下夕西山四二九から四三五まで、四三五の一、四三六から四四六まで、字上江西山四五二から四七〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町住字塔田三九三、三九四、三九六、四〇二、四〇三の一、四一三の

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町田住字荒神平二六四の二、二六五の一、二七〇、字萱床二七六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町下市字入道四一八の一、四一九の二、四二〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町中菅字中山五七九の八三、五七九の八四、字堀尾日向平二二〇六、字堀尾ヲンシ一二四六

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町福岡字高橋二一八〇、二一八二、二一八八、字松ヶ谷三二四九の一、上野字川平九二の三八、金屋谷字ノブシ原一五四四の一、日南町印賀字イヤ谷一五三三、字宮ノ谷奥一六六六、一六七三、一六七五から一六八七まで、字宮山一六九三の五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市和田東町地区広場新設工事

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市和田東町字菱田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市菱町七二二

倉吉市役所

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成8年8月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

区 分	日 時
学科試験	平成8年10月16日（水）午前10時から正午まで
実施試験	平成8年10月16日（水）午後1時から

2 試験の場所

鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理谷美谷高等専修学校

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の識別及び洗濯物の仕分け）

イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験願書の受付期間

平成8年9月17日（火）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵送による場合は、平成8年9月27日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。）

<p>6 受験願書の提出先 鳥取県生活環境部県民生活課（〒680-70 鳥取市東町一丁目271）又は県内各健康福祉センター保健環境部 いずれの場合においても、持参又は郵送によること。なお、郵送は普通書留によること。</p> <p>7 受験願書の添付書類 所定の受験願書2部に、次に掲げる書類を添付すること。 ア 履歴書（日本工業規格によるもの） イ 受験資格を有することを証明する書類 ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けで納付すること。この場合、消印をしないこと。 なお、既納の手料は、還付しない。</p> <p>9 試験会場に持参するもの (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具 (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）</p> <p>10 合格者の発表 (1) 発表日 平成8年10月21日（月） (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。</p> <p>11 その他 (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。 (2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857（26） 7185）又は県内各健康福祉センター保健環境部に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。</p>	
--	--